

4. 行為の制限に関する事項



【法第8条第2項第2号】

(1) 景観に配慮すべき事項

① 行為ごとの景観に配慮すべき事項

届出対象行為は、次に示す景観に配慮すべき事項に適合させる必要があります。

| | 景観に配慮すべき事項（景観配慮事項） |
|---------|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> □地域の歴史、伝統文化をはじめとする景観特性を十分に生かし、周辺環境との調和を図ること。 □“福島らしさ”の現れた景観を構成する要素となる資源を保全し、地域の景観まちづくりに貢献するよう努めること。 □市民共有の素晴らしい景観を眺望できる場所では、視点場の保全、創出に努めること。また、素晴らしい景観への眺望の妨げとならないよう努めること。 □山あいの集落や温泉郷では、自然環境との調和に努めること。 □地域の植生を生かした生垣の設置や行為地内の緑化に努めること。 □設計に当たり、日差しの変化、夜景などを考慮すること。また、遠景・中景・近景などの見え方について十分検討すること。 |
| 建築物・工作物 | <ul style="list-style-type: none"> □建築物などは、周辺の住宅地や樹林地から突出しない高さとする。 □建築物などは、周辺環境と調和した自然素材^{※1}を積極的に取り入れること。 □中心市街地では、歩行者に開かれた公開空地^{※2}の積極的な確保に努めること。 □屋上などの設備機器類は、建築物本体との色彩の調和を図るとともに、目隠しなどの措置を講ずること。 □壁面や屋上、敷地内への広告物の設置は必要最小限とし集約すること。 □大型店舗や周囲から突出する工作物などは、過剰な照明が周囲に影響を及ぼさないよう配慮すること。 □窓ガラスや太陽光パネルは、光沢や反射を抑えた材料を使用するとともに位置や量に配慮すること。 |
| 開発行為 | <ul style="list-style-type: none"> □行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、従来の地形を生かし、地形の改変は必要最小限とすること。 |
| 土地の形質変更 | <ul style="list-style-type: none"> □長大な法面や擁壁は避け、法面が生じる場合は緩勾配とし、周辺環境との調和を図ること。 □擁壁は、垂直擁壁を避け、高さは必要最小限とすること。また、安易な描画などを避け、周辺環境との調和を図ること。 □調整池の整備に当たり、周囲の緑化、あるいはフェンスを用いる場合は景観色^{※3}を採用するなど、周辺環境との調和を図ること。 □行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。 |
| 物件の堆積 | <ul style="list-style-type: none"> □行為地の周辺や主要な視点場から目立たぬよう、目隠しなどの措置を講ずること。 □高さは、低く抑え、整理整頓に努めること。 □行為地に出入口を設ける場合は、必要最小限の規模とし、安全措置を講ずる場合は、周辺環境との調和を図ること。 |

※1 木材、石材、土など、従来の建材として幅広く利用されている材料

※2 一般に開放され、自由に通行、利用できる空間

※3 こげ茶、薄灰茶、濃灰茶などの国で定める景観に配慮した色彩

② 色彩に関する景観に配慮すべき事項

建築物や工作物は、色彩に関して次に示す景観に配慮すべき事項に適合させる必要があります。

また、原則として、「色彩推奨値」（次頁参照）の範囲に含まれる色彩を使用する必要があります。

ただし、色彩は周辺環境との調和や建築物の特徴など、様々な要素が絡み合うことから、色彩推奨値から外れる場合には、別途協議を行うものとします。

| | 景観に配慮すべき事項（景観配慮事項） |
|-----|--|
| 共 通 | <p><周辺環境と調和した色の配色、組み合わせの工夫></p> <p>□複数の色彩を用いる場合は、対比的なアクセントカラー※¹（強調色）の使用は必要最小限とするよう努めること。</p> <p>□大規模な外壁を擁する建築物などは、中高層部は高明度、低層部は中低明度の色彩を用いるなど、配色を工夫するよう努めること。</p> <p>□極端なストライプの配色、スポット状（水玉状）の配色、不規則な迷彩色などの配色は、避けるよう努めること。</p> <p>□複数のタイルなどをランダムに貼り付ける場合は、全てが色彩推奨値に適合するよう努めること。</p> |
| | <p><自然との調和に配慮></p> <p>□建築物などは、山あいや緑を背景とする場所では、極端に暗い色や明るい色は避けるよう努めること。</p> <p>□公園、緑地などに隣接した場所や街路樹が連なる場所では、周辺の緑に溶け込みやすい中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。</p> |
| | <p><市民共有の眺望に配慮></p> <p>□高層建築物などの中高層部分は、背景となる山並みや青空に溶け込むよう、高中明度かつ低彩度の色彩とするよう努めること。</p> <p>□素晴らしい見通し景観が望める場所では、周辺の街なみに溶け込むような色彩とするよう努めること。</p> |
| | <p><地域特性として慣例的に使用されている素材の色彩に配慮></p> <p>□建築物などには、自然素材の色彩を生かすよう努めること。</p> <p>□歴史的建造物の周辺などでは、伝統的な素材※²の色彩を生かすよう努めること。</p> |
| | <p><公共標識の視認性に配慮></p> <p>□交通標識などの安全性に関わる公共標識は、周辺から目立つように高彩度の色彩が用いられているため、それらの周辺では標識が視認できるよう高彩度の色彩の使用を減らすよう努めること。</p> |

※¹ 面積のバランスという観点から、全体の色調に変化をつけたり、他の色を引き立てたりする役割を持つ色

※² 大切な文化遺産を継承していくために必要な素材（漆喰、土壁などの左官材料、レンガ、和瓦 など）

(2) 色彩推奨値

① 色彩推奨値 ※色彩推奨値から外れる場合は、別途協議とします。

- 色彩推奨値は、「市全域共通」とします。
- 「本市の推奨する色彩は、原則として、下表に示すとおり」とします。
- 景観重点地区指定の際は、風土色の調査などを行い、地域特性に応じた色彩推奨値を検討します。

色彩推奨値の決定に当たり、マンセル表色系(【参考2】参照)を採用し、色彩調査に基づく使用頻度を踏まえた色相の分類を行っています。

明度は、空や緑を背景とした場合に極端に暗い色や明るい色を排除することを目的に、彩度は、先進自治体や文献の一般的な基準を参考に、周辺環境との調和をベースとしています。

表. 【色彩推奨値】

| 色相 | | 明度 | 彩度 |
|---------|-----|--|--------|
| 使用頻度が高い | 暖色系 | R(赤)・YR(黄赤) ※次頁右上図① | 6以下 |
| | | Y(黄) ※次頁右上図② | 4以下 |
| 使用頻度が低い | 寒色系 | GY(黄緑)・G(緑)・BG(青緑)・B(青)・PB(青紫)・P(紫)・RP(赤紫) ※次頁右上図③ | 2以上9以下 |
| | | N(無彩色) | — |

② 適用除外

- 強調色（アクセントカラー）
企業のコーポレートカラーや外壁に変化をつけ個性を演出する場合などに使用する強調色は、見付面積の1/10までは推奨値から外れる色彩の使用を可能とします。
- 自然素材、伝統素材そのものが生み出す色彩
木材、石材などの自然素材、漆喰、レンガなどの伝統素材は、推奨値から外れる色彩の使用を可能とします。
- 重要な景観資源
地域で古くから親しまれ、重要な景観資源に位置づけられている文化財や歴史的価値の高い神社仏閣などは現況の色彩を尊重し、推奨値から外れる色彩の使用を可能とします。
- 他法令、地域独自の色彩基準
他法令に定めのある場合や独自に色彩基準などを定めている地域（景観住民協定認定地区など）では、独自の基準を優先します。
- フラット屋根（陸(ろく)屋根）
※屋上を利用する場合などに採用されるパラペットを設けた水平な屋根
- その他、市長が認めるもの
景観審議会などの意見を聴取した上で、景観まちづくりに資する色彩であると市長が認めた場合は、推奨値から外れる色彩の使用を可能とします。

【参考1】マンセル表色系

色彩を正確かつ客観的に表すため、「マンセル表色系」を採用しています。マンセル表色系は一つの色彩を「色相」、「明度」、「彩度」という3つの属性の組合せで表現します。

- [色相] 色合いを表す。図に示す10種の基本色を示すアルファベット(赤(R)～赤紫(RP))とより細かい色合いを示す0～10までの数値の組合せ。
- [明度] 明るさを表す。0～10までの数値で、値が小さいほど暗く、大きいほど明るい。
- [彩度] 鮮やかさを表す。0～14までの数値で、値が大きいほど鮮やかで、白、グレー、黒などの無彩色の彩度は0となる。

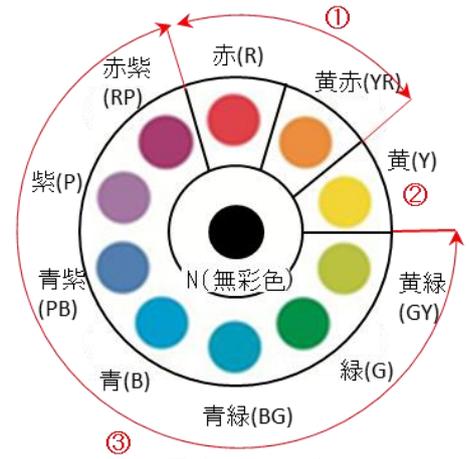


図. 色相の3区分

| | | |
|--------|--|------------------------------|
| マンセル記号 | 例1) 色相 5YR 明度 <u>7</u> / 彩度 <u>10</u> | 例2) 無彩色 <u>N</u> 明度 <u>3</u> |
|--------|--|------------------------------|

基本色10種それぞれの中の、より細かい色合いを表す数値です。一般に2.5、5、7.5、10の4段階を代表値として示しますが、本市においては、数値が異なっても同一色相として扱います。

【参考2】マンセル表色系による色彩推奨値

色彩推奨値

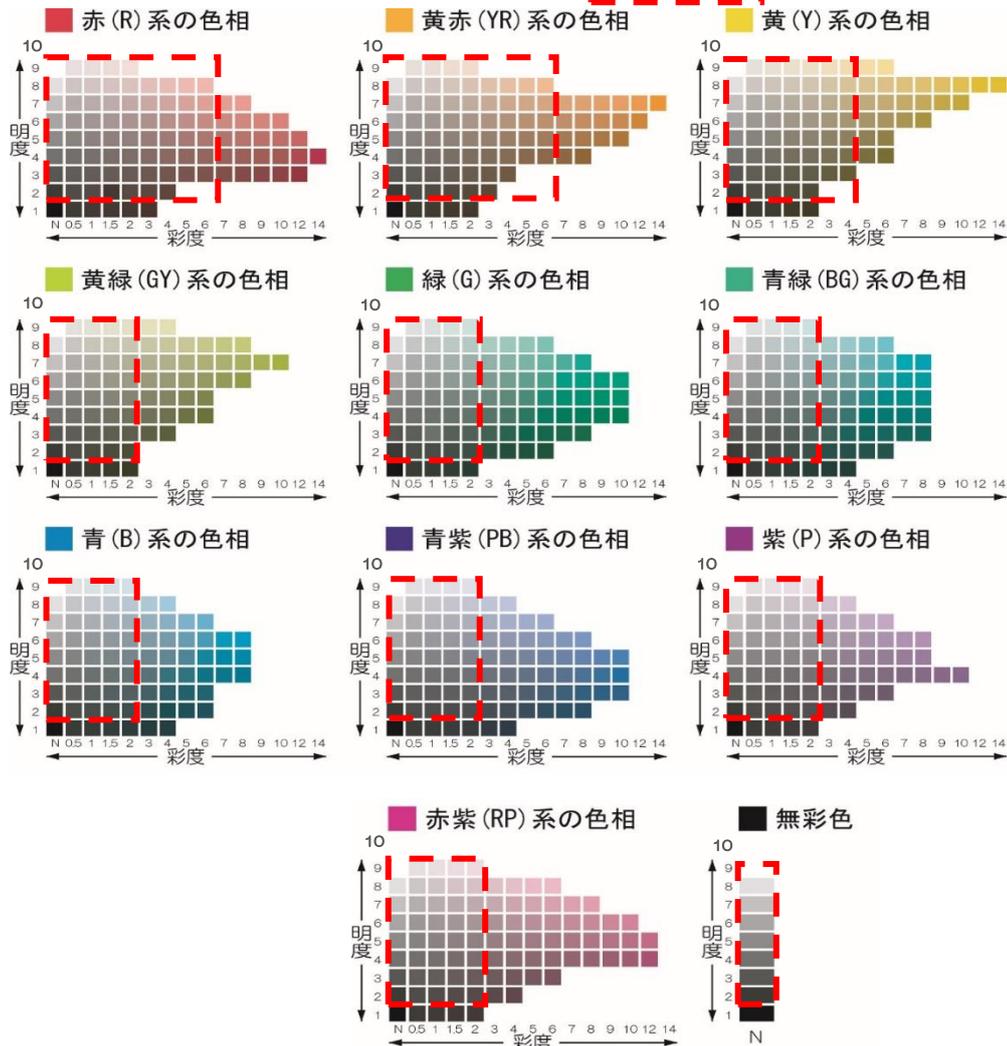


図. 色彩推奨値の範囲